# 令和７年度 茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項

（趣旨）

第１条　令和７年度　茨城県地域課題解決型起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付については、茨城県が定める令和７年度　地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要項（令和７年４月１日制定。以下、「補助金交付要項」という。）によるほか、この要項に定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　株式会社ひたちなかテクノセンター（以下「HTC」という。）は、県内経済の活性化を図るため、県内で抱える地域課題の解決を目的に新たにデジタル技術を活用して起業をする者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野でのデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業者に対し、予算の範囲内において起業支援金の交付を行う。

（対象者及び対象事業）

第３条　起業支援金の交付の対象となる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 新たに起業する場合

①令和７年４月１日以降、補助事業期間完了日までに個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。（令和７年４月１日より前に、既に設立されている法人、あるいは開業届出がなされている個人事業主は対象外。ただし、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等の設立、あるいは新たに開業届を行う者は対象。）

②茨城県内に居住していること、又は、補助事業期間完了日までに茨城県内に居住することを予定していること。

③個人事業の開業届出又は法人の登記を茨城県内で行う者であること。

④法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。

⑤申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

⑥茨城県税を滞納していないこと。

⑦みなし大企業でないこと。

(2) 事業承継又は第二創業する場合

①令和７年４月１日以降、補助事業期間完了日までにSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継又は

第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等の代表者又は事業を承継する者であること。

②茨城県内に居住していること、又は、補助事業期間完了日までに茨城県内に居住することを予定していること。

③事業承継又は第二創業により新たに実施する事業を茨城県内で行う者であること。

※事業承継又は第二創業の場合、法人等の登記が対象地域以外であっても対象地域で事業を実施することが確認できる場合対象とすることができる。

④法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。

⑤申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

⑥茨城県税を滞納していないこと。

⑦みなし大企業でないこと。

2　起業支援金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 新たに起業する場合

①茨城県が地域再生計画において定める分野（地域活性化関連、まちづくりの推進、農業振興、医師不足対策、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連分野　等）において、地域の課題の解決に資する次の要件をすべて満たす社会的事業（Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野を含む）であり、新たに起業する事業であること。

ア　起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること。（社会性及び必要性）

イ　提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業継続が可能であると見込まれること。（事業性）

ウ　起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消および顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。（デジタル技術の活用）

②茨城県内で実施する事業であること。

③令和 7 年 4 月 1 日以降、補助事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。

④公序良俗に反する事業でないこと。

⑤公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。

⑥国や独立行政法人からの補助金・助成を受ける事業ではないこと。

(2) 事業承継又は第二創業する場合

①Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野であり、かつ茨城県が地域再生計画において定める分野（地域活性化関連、まちづくりの推進、農業振興、医師不足対策、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連分野　等）において、地域の課題の解決に資する次の要件をすべて満たす社会的事業であり、デジタル技術を活用した事業承継又は第二創業により実施する事業であること。

ア　起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること。（社会性及び必要性）

イ　提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業継続が可能であると見込まれること。（事業性）

ウ　起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消および顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。（デジタル技術の活用）

②茨城県内で実施する事業であること。

③令和 7 年 4 月 1 日以降、補助事業期間完了日までに事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。

④公序良俗に反する事業でないこと。

⑤公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。

⑥国や独立行政法人から補助・助成を受けて行う事業ではないこと。

（補助事業期間）

第 4 条　補助事業期間は、HTC が第 9 条の規定による交付の決定を行った日から補助事業が完了した日又は令和 8 年 1 月 31 日のいずれか早い日までとする。

（補助対象経費）

第 5 条　起業支援金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業期間中に支出した別表の経費の欄に掲げるもののうち、HTC が必要と認める経費とする。

（補助率及び補助額）

第 6 条　起業支援金の額は、前項の補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。ただし、起業支援金の額が 200 万円を超える場合は、200 万円を上限とする。

2　前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる

ものとする。

（起業支援金の申請）

第 7 条　起業支援金の交付を受けようとする者は、HTC が別に定める期日までに、別に定める、起業支援金応募申請書（応募申請様式第 1 号）、事業計画書（「起業」又は「事業承継・第二創業」（応募申請様式第 1 号-1）、（以下「計画書」という。）、補助対象経費詳細表（応募申請様式第 1 号-2）を HTC に提出しなければならない。

２　HTC は、計画書の提出があったときは、審査委員会を開催し、これらの内容を精査した上で、起業支援金を交付すべきものと認めるときは、採択通知（様式第 1 号－1）を、認めない場合は、不採択通知（様式第 1 号－2）を、当該補助対象者に対して通知するものとする。

（補助金交付申請書の提出）

第 8 条　前条第 2 項の規定により、採択通知を受けた者であって補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、事務局が定める期日までに地域課題解決型起業支援金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第 2 号）を事務局に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第 9 条 事務局は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、 地域課題解決型起業支援金交付決定通知書（様式第 3 号）を申請者に送付するものとする。 この場合において、事務局は適正な交付を行うため、必要があると認めるときは、補助金の 交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

２　事務局は、第 1 項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（交付決定をしない場合）

第 10 条　HTC は、前条の規定にかかわらず、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、HTC が別に定める場合を除き、起業支援金の交付の決定をしないものとする。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（２）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
（３）虚偽の申請をした者

（申請の取下げ）
第 11 条　補助事業者が、第 9 条第 1 項の規定による通知を受領する前に起業支援金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を記載した取下届（様式第 4 号）を HTC に提出しなければならない。

（補助事業の内容変更等）
第 12 条　補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、速やかに変更申請書（様式第 5 号）を HTC に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の人件費、事業費及び委託費の区分の配分が 20 パーセント以内の増減となる場合、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合などの軽微な変更についてはこの限りでない。
2　HTC は、前項の規定による承認に当たっては、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付し、変更申請承認書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。
3　補助事業者は、個人開業した場合、法人を設立した場合には開業届（様式第 7 号）を、HTC に速やかに提出しなければならない。
4　補助事業者は、住所の変更が生じた場合等申請書の記載内容に変更が生じた場合（第 1 項本文の規定により承認を受けなければならない場合を除く。）には、変更届（様式第 8 号）を、HTC に速やかに提出しなければならない。

（補助事業の中止）
第 13 条　補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに事業の中止承認申請書（様式第 9 号）を HTC に提出し、その承認を受けなければならない。
2　HTC は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告書の提出）
第 14 条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 2 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 10 号）に事業報告書（別紙 1）、収支決算書（別紙 2）、経費明細書（別紙 3）及び支払証拠書類等を添えて HTC に提出しなければならない。

（起業支援金の額の確定）

第15条　HTCは、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等（以下「審査等」という。）を行うこととする。

２　HTCは、審査等により、起業支援金の交付決定の内容（第12条第1項の規定による承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき起業支援金の額を確定し、確定通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

（起業支援金の支払）

第16条　補助事業者は、起業支援金の支払を受けようとするときは、前条第2項の規定による通知を受領した後、起業支援金交付請求書（様式第12号）をHTCに提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条　HTCは、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、起業支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）法令、この要項に基づくHTCの処分又は指示に違反した場合

（2）虚偽申請等不適当な行為をした場合

（3）交付決定の内容又は目的に反して起業支援金を使用した場合

（4）第10条各号のいずれかに該当することが判明した場合

（5）補助事業の完了日において県内に居住していることが確認できなかった場合

（6）第 13条の規定により補助事業の中止の承認を受けた場合

（7）補助事業を遂行する見込みがなくなった場合

２　前項第1号から第4号までの規定は、第15条の起業支援金の額の確定後においても適用するものとする。

（遂行状況報告）

第18条　HTCは、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況等について報告を求めることができる。

（財産の管理）

第 19 条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産」という。）について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」

（昭和三十年法律第百七十九号）第 22 条等の規定に基づき、善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

２　取得価額が 1 件当たり 50 万円以上（税抜）の取得財産については、取得財産管理台帳（兼取得財産等明細書）（別紙 6）を提出しなければならない。

３　取得価額が 1 件当たり 50 万円以上（税抜）の取得財産については、交付決定事業終了後も一定期間において、その処分につき HTC の承認を受けなければならない

４　補助事業者のやむを得ない理由により前項に規定する財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第 13 号）を HTC に提出し、その承認を受けなければならない。

５　補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を HTC に納付させることがある。

（起業支援金の経理）

第 20 条　補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の状況を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（事業化状況報告）

第 21 条　補助事業者は、別に定める場合を除き、令和 8 年度に事業が終了してから 5 年間（令和 9 年度～令和 13 年度）、各年度終了後事業化状況報告書（様式第 14 号）を作成し、HTC に提出しなければならない。

（立入検査等）

第 22 条　HTC は、補助事業の適正を期するため必要があると認めたときは、補助事業者に報告させ、または HTC 職員にその事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補則）

第 23 条　この要項に定めるもののほか、起業支援金の交付に関し必要な事項は、HTC が別に定める。

附則

この要項は、令和 7 年 4 月 25 日から施行する。

別表（第５条関係）

| | |
|---|---|
| 補助対象経費 | 人件費（補助事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。）、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング費、広報費、外注費、委託費、その他 HTC がこれらに準ずるものとして特に必要と認める経費 |

様式第１号－1（第７条関係）　　ひたちテクノ第　　号

令和７年　　月　　日

（採択者）　　殿

株式会社ひたちなかテクノセンター

代表取締役社長

## 令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援事業の審査結果通知

令和７年　　月　　日付けで応募申請のあった令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金事業の審査結果について下記の通り決定いたしましたので通知いたします。

なお、審査の内容等に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

記

審査結果　採択

以上

様式第１号－２（第７条関係）

ひたちテクノ第　　号

令和７年　　月　　日

殿

株式会社ひたちなかテクノセンター

代表取締役社長

## 令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援事業の審査結果通知

令和７年　　月　　日付けで応募申請のあった令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金事業の審査結果について下記の通り決定いたしましたので通知いたします。

なお、審査の内容等に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

記

審査結果　不採択

以上

様式第２号（第８条関係）

令和　7年　　月　　日

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　殿

住　所
氏　名　　印

## 令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付申請書

令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項第８条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　事業計画名

| |
|---|
| |

※事業内容を的確に表現した簡潔な名称を 30 字程度で記載してください。

２　起業支援金交付申請額

金　　円

３　事業実施期間：当該事業を行う事業実施期間は、以下のとおりです。

（事業開始日）交付決定日 ～ （事業完了予定日）　　年　　月　　日

※事業完了予定日は、令和８年１月 31 日までの日付とすること。

４　誓約事項

私（法人もしくは団体である場合は申請を行う代表者）は、令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項第３条の要件をすべて満たす者であることを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、

異議は一切申し立てません。

様式第３号（第９条関係）

ひたちテクノ第　　号

令和　７年　月　日

殿

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　印

## 令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付決定通知書

令和　７年　　月　　日付けで交付申請のあった上記支援金について、令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項第９条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することにしたので通知します。

記

１　起業支援金交付申請額　　金　　円

２　起業支援金交付決定額　　金　　円

なお、事業実施期間は、交付決定日から令和　８　年　１　月　31　日までとする。

| 管理コード | |
|---|---|

様式第４号（第 11 条関係）

令和　　年　　月　　日

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　殿

住　所
氏　名

## 令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金取下届

令和　７　年　　月　　日付けで交付申請した令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金については、下記の事情により申請を取り下げます。

記

１　申請した事業の概要

| |
|---|
| |

２　申請の取り下げに至った理由

| |
|---|
| |

様式第５号（第 12 条関係）

令和　　年　　月　　日

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　殿

住　所
氏　名　　印

## 令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金変更申請書

令和　７　年　　月　　日付け　ひたちテクノ第　　号で交付決定通知を受けた補助事業について、下記のとおり変更したいので、令和 ７ 年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項第 12 条第１項の規定により、申請します。

記

１　変更する事業内容

| |
|---|
| |

２　変更する経費配分　　（単位：円）

| 経費区分 | 費目 | 事業に要した経費（税抜き） | | 補助対象経費（税抜き） | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 増減額 | |
| Ⅰ人件費 | (1)人件費 | | | | | | |
| Ⅱ事業費 | (1)店舗等借入費 | | | | | | |
| | (2)設備費 | | | | | | |
| | (3)原材料費 | | | | | | |
| | (4)知的財産等関連経費 | | | | | | |
| | (5)謝金 | | | | | | |
| | (6)旅費 | | | | | | |
| | (7)マーケティング費 | | | | | | |
| | (8)広報費 | | | | | | |
| | (9)外注費 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| Ⅲ委託費 | (1)委託費 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

| |
|---|
| 変更後起業支援金交付申請額　　金　　円 |

様式第６号（第12条関係）

ひたちテクノ第　　号
令和　年　月　日

殿

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　　印

## 令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金変更申請承認書

令和　　年　　月　　日付けで変更承認申請のあった標記については、令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項第12条第２項の規定に基づき、下記のとおり承認することにしたので通知します。

記

１　変更する事業内容

| |
|---|
| |

２　変更する経費配分　（単位：円）

| 経費区分 | 費目 | 事業に要した経費（税抜き） | | 補助対象経費（税抜き） | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 増減額 | |
| Ⅰ人件費 | (1)人件費 | | | | | | |
| Ⅱ事業費 | (1)店舗等借入費 | | | | | | |
| | (2)設備費 | | | | | | |
| | (3)原材料費 | | | | | | |
| | (4)知的財産等関連経費 | | | | | | |
| | (5)謝金 | | | | | | |
| | (6)旅費 | | | | | | |
| | (7)マーケティング費 | | | | | | |
| | (8)広報費 | | | | | | |
| | (9)外注費 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| Ⅲ委託費 | (1)委託費 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

| |
|---|
| 変更後起業支援金交付決定額　　金　　円 |

様式第７号（第 12 条関係）

令和　　年　　月　　日

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　殿

住　所
名　称
代表者
（変更後の住所・補助事業者名で記入してください。）

## 令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金開業届

令和　7　年　　月　　日付けひたちテクノ第　　号で交付決定通知を受けた補助事業について、開業・法人設立したので、令和 7 年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項第 12 条第 3 項の規定により、届け出ます。

記

１　届け出事項（該当事項に〇）
　①　開業
　②　法人設立

２　開業日・法人設立日
　令和　　年　　月　　日

３　登録内容

| 項　　目 | 内容 |
|---|---|
| 事業者名 | |
| 代表者名 | |
| 住　　所 | 〒 |
| そ の 他 | |

※書類の添付をお願いいたします。
　個人事業主の方：開業・廃業等届出書写し
　法人設立の方　：履歴事項全部証明書

様式第８号（第 12 条関係）

令和　　年　　月　　日

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　殿

住　所
名　称
代表者
（変更後の住所・補助事業者名で記入してください。）

## 令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金変更届

令和　7　年　　月　　日付けひたちテクノ第　　号で交付決定通知を受けた補助事業について、下記のとおり登録要件を変更したいので、令和 7 年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項第 12 条第 4 項の規定により、届け出ます。

記

１　変更事項（該当事項に〇）
　① 代表者変更
　② 組織変更
　③ 住所変更
　④ その他

２　変更事項発生日
　令和　　年　　月　　日

３　変更内容（該当する内容を記載ください。）

| 項　　目 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| 事業者名 | | |
| 代表者名 | | |
| 住　　所 | 〒 | 〒 |
| そ の 他 | | |

※変更内容が確認できる書類（開業・廃業等届出書写し、履歴事項全部証明書、役員変更の官報公告等）を添付してください。

様式第９号（第13条関係）

令和　　年　　月　　日

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　殿

住　所
氏　名

## 令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金中止承認申請書

令和　7　年　月　日付け　ひたちテクノ第　　号で交付決定通知を受けた補助事業を下記のとおり中止したいので、令和７年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項第13条の規定により、申請します。

記

１　中止の理由及び内容

| |
|---|
| |

※出来るだけ具体的に記載し、関連資料を添付してください。

２　現在までの事業進捗状況

| |
|---|
| |

※様式第９号は１頁内に収めること。記載しきれない場合は本紙に概略のみ記載し詳細は別紙に記載し提出すること。なお、事業中止の承認を受け交付決定が取り消された者に対しては、起業支援金の交付は行わない。

様式第 10 号（第 14 条関係）

令和　　年　　月　　日

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　殿

住　所
名　称
代表者

## 令和 7 年度茨城県地域課題解決型起業支援金実績報告書

令和　7　年　　月　　日付け　ひたちテクノ第　　号で交付決定通知を受けた補助事業を完了しましたので、令和 7 年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　事業計画名

| |
|---|
| |

２　起業支援金交付決定額
金　　円

３　実績の報告
別紙のとおり

（添付書類）※別紙 4、5、6 は該当経費がある場合のみ添付すること。
・事業報告書（別紙 1）
・収支決算書（別紙 2）
・経費明細書（別紙 3）
・費目別内訳表（別紙 4）
・出張旅費明細書（別紙 5）
・取得財産等管理台帳（兼取得財産等明細書）（別紙 6）
・支払証拠書類（写し）等

※様式第 10 号は 1 頁以内に収めること。

別紙１

# 事業報告書

１　事業者概要

| | |
|---|---|
| 名　称 | |
| 代表者 | |
| 住　所<br>（事業実施地） | 〒 |
| ＴＥＬ | |
| ＦＡＸ | |
| E-mail | |
| 開業・法人設立日又は<br>新事業開始日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 資本金又は出資金（法人のみ） | 千円<br>（うち大企業からの出資：　　千円） |
| 株主又は出資者<br>（法人のみ） | 名<br>（うち大企業からの出資：　　名） |
| 従業員数 | 名　※代表者を含めて記載<br>（役員（法人のみ）　　名、従業員　　名、パート・アルバイト　　名） |
| 事業に要する<br>許認可・免許等<br>（必要な場合のみ） | |

※事業承継又は第二創業の場合は、新事業の実施のために新たに雇用した従業員数（パート・アルバイトを含む。）を記載ください。

※事業に要する許認可・免許等の写しを添付してください。また、まだ取得していない場合は取得見込み時期を記載ください。

２　代表者居住状況

| | |
|---|---|
| 現住所 | 〒 |
| 転入日 | 令和　　年　　月　　日　　※申請時県外居住者のみ |

※転入者は住民票の写しを添付してください。

3　事業期間実施内容

（1）実施期間

令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

（2）実施内容

| |
|---|
| |

4　事業実施による成果

| |
|---|
| |

5　今後の事業活動

| |
|---|
| |

6　今後の事業売上・利益等の見通し

| | １年目 | ２年目 | ３年目 |
|---|---|---|---|
| (A)売上高 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (B)売上原価 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (C)売上総利益(A-B) | 千円 | 千円 | 千円 |
| (D)販売管理費 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 営業利益(C-D) | 千円 | 千円 | 千円 |
| 従業員数 | 名 | 名 | 名 |

※1年目は開業・法人設立、新事業を開始した年

別紙２

# 収支決算書

（1）収入

| 資金調達区分 | 計画額 | 実績額 | 資金の調達先 |
|---|---|---|---|
| 自己資金 | | | 自己資金 |
| 借入金 | | | |
| その他 | | | |
| 起業支援金 | （交付決定通知額） | | 株式会社ひたちなかテクノセンター |
| 合計 | | | |

（2）支出

| 経費区分 | | 事業に要した経費（消費税込） | | 補助対象経費（消費税抜） | | | 起業支援金額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計画額 | 実績額 | 計画額 | 流用額 | 実績額 | 交付決定額 | 実績額 |
| Ⅰ人件費 | (1)人件費 | | | | | | | |
| Ⅱ事業費 | (1)店舗等借入費 | | | | | | | |
| | (2)設備費 | | | | | | | |
| | (3)原材料費 | | | | | | | |
| | (4)知的財産等関連経費 | | | | | | | |
| | (5)謝金 | | | | | | | |
| | (6)旅費 | | | | | | | |
| | (7)マーケティング調査費 | | | | | | | |
| | (8)広報費 | | | | | | | |
| | (9)外注費 | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | | |
| Ⅲ委託費 | (1)委託費 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

（注）収入の合計と支出（事業に要した経費）の合計は一致させること。

別紙３

# 経費明細書

| No. | 経費区分 | 内容 | 補助対象経費（税抜） | 補助対象経費（税込） | 見積日 | 発注日 | 納品日（検収）完了日 | 請求日 | 銀行振込日 | 資料No. | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |

※人件費、店舗借入費など、月々の支払いが定期的にあるものに関しては、費目別内訳表（別紙 4）をご提出ください。

※補助事業の実施のために必要となる販路開拓・補助事業の PR を目的とした国内・海外出張をした場合は、「出張旅費明細書（別紙 5)」を作成し、併せてご提出ください。

※取得価格が 1 件当たり 50 万円（消費税抜）以上のものについては、「取得財産等管理台帳（別紙 6)」を作成し、併せてご提出ください。

別紙 4

# 費目別内訳表

（費目の名称）

| 費目名（人件費、店舗借入費をご記入ください） |
|---|
| 費 |

| No. | 支出日 | 支払先名 | 内容、目的等 | 支払い金額（消費税込） | 支払い金額（消費税抜） | 資料No. |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| | | | 合計 | | | |

別紙５

# 出張旅費明細書

| 出張者名 | | 役職名 | |
|---|---|---|---|
| 訪問先 | | | |
| 所在地 | | | |
| 出張日 | | | |
| 出張目的 | | | |

| 月　日 | | | | 区間 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 出発地 | 利用交通機関名 | 経由地 | 到着地 | 交通費計（A） |
| | 月 | | 日 | | | | | |
| | 月 | | 日 | | | | | |
| | 月 | | 日 | | | | | |
| | 月 | | 日 | | | | | |
| | 月 | | 日 | | | | | |
| | 月 | | 日 | | | | | |
| | 月 | | 日 | | | | | |
| | 月 | | 日 | | | | | |

※「駅すぱあと」　等の資料を添付していくださいい。

| | |
|---|---|
| 小計 | |
| 宿泊費 | |
| 合計（税込） | |
| 税抜金額 | |

概要　（出張先での業務内容について記入）

| |
|---|
| |

※訪問先毎または日付毎に記入

別紙6

# 取　得　財　産　等　管　理　台　帳　（兼取得財産等明細書）

交付決定者名

| 区分<br>(注2) | 財　産　名 | 規格<br>(型式) | 単位 | 数量<br>(注3) | 単価(円) | 金額(円)<br>(注1) | 取得年月日<br>(注4) | 保管場所 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

（注1）対象となる取得財産等は，**取得価格又は効用の増加価格が50万円（消費税抜き）以上の財産**とする。

（注2）財産名の区分は，（イ）構築物（ロ）機械装置・工具器具（ハ）その他

（注3）数量は，同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は，分割して記入すること。

（注4）取得年月日は，検収年月日を記入すること。

（注5）用紙のサイズは，A4とする。

様式第 11 号（第 15 条関係）

ひたちテクノ第　　号
令和　年　月　日

殿

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　印

## 令和 7 年度茨城県地域課題解決型起業支援金確定通知書

令和　年　月　日付けで交付申請のあった上記の支援金については，茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項第 15 条第 2 項の規定に基づき，下記のとおり確定したので通知します。

記

１　起業支援金交付決定額　　金　　円

２　起業支援金交付確定額　　金　　円

様式第 12 号（第 16 条関係）

令和　　年　　月　　日

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　殿

住　所
名　称
代表者

## 令和 7 年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付請求書

令和　　年　　月　　日付け ひたちテクノ第　　号確定通知を受けた起業支援金について、令和 7 年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項第 16 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　金　　円也

２　振込先

| | |
|---|---|
| 金融機関名 | 銀　　行<br>信用金庫　　支店<br>信用組合 |
| 預金の種類 | 1　普通　　2　当座　　3　その他（　　） |
| 口座番号 | |
| フリガナ<br>口座名義 | |

様式第13号（第19条関係）

令和　　年　　月　　日

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　殿

申請者　所在地
名　称
代表者

## 令和7年度茨城県地域課題解決型起業支援金財産処分申請書

茨城県地域課題解決型起業支援金交付要領第19条第4項規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1　取得財産の内容

| 区分<br>財産名 | 規格 | 数量 | 単価<br>（円） | 金額(円) | 取得年月日 | 保管<br>場所 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

2　処分理由

3　処分の方法

4　処分による収入

5　添付書類

様式第 14 号（第 21 条関係）

令和　　年　　月　　日

株式会社ひたちなかテクノセンター　代表取締役社長　殿

住　所
名　称
代表者

# 茨城県地域課題解決型起業支援金事業化状況報告書

令和　　年度の事業化状況について、令和 7 年度茨城県地域課題解決型起業支援金交付要項第 21 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　事業の進捗状況
① 上向きで推移※
② 横這い（昨年度と同様）
③ やや下降気味
④ 休業中
⑤ 廃業した
※事業実績が横ばいでも、事業投資等を行い、今後の事業成長に向けた取組を実施できているならば①となります。

2　事業実績（事業開始から 1 年未満の場合は該当期間）
※下記書類の添付をもって代えることができる。
法人の場合：決算書の損益計算書及び法人税申告書（写し）
個人の場合：税務申告書の所得税青色申告決算書（写し）

（期間：令和〇年〇月～令和〇年〇月）
・年間売上金額　　円
・売上総利益　　円（青色申告の場合：売上金額-差引原価）
・経常利益　　円（〃：青色申告特別控除前の所得金額）

3　従業者数（※社長・事業主だけの場合は 0 名と記入してください）
常用　　名　　臨時　　名

4　事業に関する課題、今後の見通し等